

次に、防災についてのうち南海トラフ地震への備え。これに関する質問は、昨年9月定例市議会で質問しておりますが、今回は違った視点で質問いたします。

国では、南海トラフにおける後発する地震に備えて、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合等では、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、大規模な地震と関連するか調査を行うとしています。

この検討会の結果に応じて、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合は、南海トラフ地震臨時情報など、南海トラフに関連する情報が発表されます。

昨年の8月8日に日向灘を震源とする最大震度6弱の地震ではマグニチュード7.1が観測され、検討会での結果、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表し、1週間の間、日頃からの地震への備えを再確認するなど、国から特別な注意の呼びかけが行われました。

また、本年1月13日には日向灘で最大震度5弱、マグニチュード6.9の地震が発生し、同様に評価検討会が開催され、調査が行われましたが巨大地震への警戒等に当てはまらない現象と評価され、調査終了となっております。

さらに、政府の地震調査委員会では、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、1月1日時点で、これまでの70%から80%を、80%程度に引き上げた公表されたことにより、市民の南海トラフ地震への危機感が高まっているものと感じています。

そこで幾つか質問いたします。

本市の地域防災計画では、地震災害対策として、南海トラフ地震防災対策推進計画と位置づけ、国から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震の後発地震発生後の市民等の避難行動に備えるため、全ての地域住民らが1週間の避難を継続すべき地域を住民事前避難対象地域としています。

また、要配慮者等に限り1週間の避難を継続すべき地域を高齢者等事前避難対象地域とされています。

事前避難対象地域については、ハザードマップやホームページでは、地域や町名が分かるようになっていますが、住民事前避難対象地域や高齢者等事前避難対象地域については具体的にどの地区を指すのでしょうか、お伺いします。

また、事前避難対象地域の対象者は、10地区1,815世帯3,669人で避難指示が発令された場合、迅速な避難行動を取る必要があることから、どこに避難をするのか、どのように避難すればいいのか、十分な準備と説明が必要と思いますが、御所見をお伺いいたします。

また、同計画では事前避難対象地域における避難計画を策定し、対象となる地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法等を確認し、地震への備えに万全を期すよう努める旨を周知するなど、防災対応を取る呼

びかけを行うとしていますが、具体的にどう周知されているのかお伺いします。

該当する地域住民に限らず、津波被害の可能性が高い沿岸部周辺の住民の方を含め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を具体的に理解できていない市民の方々にも幅広く周知していくためには、職員が直接地域に出向き、ハザードマップ等を基に、津波からの避難に関する意識の啓発や防災教育を出前講座として取り組む必要があると考えます。

市長が掲げる公約には、南海トラフ地震をはじめ、様々な災害に強い防災対応力の高いまち、災害危機管理に強いまちづくりを目指しますと掲げられています。

市長の御所見をお伺いします。

○副議長（伊藤嘉秀） 答弁を求めます。小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）（登壇） 防災についてお答えいたします。

南海トラフ地震への備えについてでございます。

本市の事前避難対象地域につきましては、新居浜市地域防災計画において指定しており、住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域の細分をしておりますが、対象地域を、清水町、宇高町四丁目、垣生三丁目、長岩町、松神子三丁目・四丁目、多喜浜一丁目・二丁目・三丁目、阿島二丁目といたしております。

事前避難対象地域に避難指示が発令された場合の避難行動につきましては、地震による大津波警報、または津波警報が発表されていない場合に巨大地震警戒が発表された場合には、津波浸水想定区域外への避難、また避難方法におきましては、自動車を利用しての避難は控えていただくことを周知いたしております。

今後におきましても、災害発生時に安全で適切な避難行動が取れるよう、日頃から避難場所や避難経路など、災害に対する備えの確認を行っていただくための継続した情報発信を続けてまいります。

防災対応を取る呼びかけの具体的な周知につきましては、現在、校区・地区連合自治会が中心となって実施しております防災訓練や防災センターでの周知及び市ホームページへの掲載などで情報発信いたしております。

防災対応力の高いまち、災害危機管理に強いまちづくりにつきましては、昨年8月8日に発表されました南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、運用開始以来、初めての発表ということもあり、市民の皆様からどのように対応すればよいのか分からなかったという戸惑いの声もございました。

今後、南海トラフ地震への対応に関する知識も含め、発生が危惧されております大規模災害に対して、市民の皆様お一人お一人が正しい知識を持って災害に備え、命を守る行動につながるよう、防災、減災への意識の醸成を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

○副議長（伊藤嘉秀） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 1点質問いたします。

事前避難対象地域には、全ての住民が対象の住民事前避難対象地域、そして、また要配慮者のみ対象の高齢者等事前避難対象地域に分けていますが、先ほどの答弁では細分していないというような御答弁でしたが、それはどのような理由で細分していないのか、また今後も細分していく予定はないのか伺います。

○副議長（伊藤嘉秀） 答弁を求めます。小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）（登壇） 高塚議員さんの御質問にお答えいたします。

事前避難対象地域について、高齢者等事前避難対象地域、それと住民事前避難対象地域を分けていない理由ということだったというふうに認識をしております。

一番最初に、この指定をしましたのが令和3年5月に指定をしております。その際に検討した際は、複数の避難情報を出すと住民が混乱をするかもしれないと、混乱の可能性があるということで分けなかったというふうに伺っているところでありますけども、この事前避難対象地域というのは、30分以内に30センチメートル以上の浸水が想定されている地域、これを基本に定めるということになっておりまして、それに対して、健常者、それから高齢者であるとか、車椅子に乗られている方、お子様等の移動速度を勘案して、その一定の範囲から住民避難のところはちょっと狭い範囲になるような、単純に説明をしますとそうなるんですけども、この30センチというのは、2004年のスマトラ島沖地震のときの知見をもちまして、政府の被害想定において死者が発生するのが30センチ以上だろうということで、その数値にしているそうでございます。

実際、津波がやってくるのは、後発地震が起こってからやってまいりますので、移動速度だけでは考えられなくて、家の中も物が倒れたり、あと道路等も通れないところも出てくるだろうということも考えられますので、分けるよりも、その30センチというところを考えると、一律の住民事前避難地域にしたほうがよいかというふうに考えております。

○副議長（伊藤嘉秀） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 今、全国的に非常に想定外と言われるような災害等が起こっております。想定外に対応することについては、やはりここまでやったらどうかというのは、そういうお答えはなかなか見つからないと思うんですけど、しっかりとその最悪の事態の想定もしながら、この健常者の場合と、要避難者、車椅子の方、寝たきりの方等もおられます。その辺の方も含めた意味でしっかりと対応してもらいたいという思いで質問させていただきました。

1点、要望いたします。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を

市民に周知するために、今後、職員の皆さんが地域に出向いて出前講座等を活用しながら、避難に関する意識の啓発、また防災教育に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、防災センターの利活用について。

新居浜市防災センターは地域防災力を向上させることを目的に、新たに建設された消防防災合同庁舎に併設し建設されております。

大規模災害時には、市民が自らの安全は自らで守る、自助の実践が重要でありますことから、災害に対する意識や知識の向上を図り、自主防災活動等を底上げし、組織的な防災対応力を身につけることを目的に、地震体験や各種災害体験、防災学習の場として整備されたものです。

この防災センターは令和2年4月から供用開始され、市民が気軽に利用することができるよう施設利用を無料とし、これまで市内外の小学校や自治会等の団体をはじめ、幅広い年代の人々に利用されていることと認識しています。

しかし、施設の供用開始から5年の間、国内では大規模な水害や令和6年の能登半島地震などの多くの災害が発生し、その都度、それらに関連する災害情報は更新されておりますことから、市民がより利用しやすくするためには、施設に展示されている防災情報や主力の映像コンテンツ等についても、できるだけ新しい情報を取り入れる必要があります。

市長の公約に様々な災害に強い防災対応力の高いまちを目指すと掲げられており、地域の守り手である消防団や防災士への支援も考えられております。地域の守り手である消防団や防災士の方々は、災害時における防災活動に対応するため、日頃から実践的な訓練等を行い、来るべき災害時に備えられているところですが、訓練等を行える場所や内容は地域によって制限される場合があると感じています。

言うまでもなく、防災センターは防災士等の自主防災組織のスキルアップも図ることができる施設とされていますが、実際に防災士や消防団の方からは、防災センターで災害体験を学習するといった話をあまり聞いたことがありません。

全国的に消防団員が減少傾向にある中、防災士にあっては、愛媛県は昨年、東京都を抜き、防災士数全国1位を達成。その数は、本年1月末現在で2万5,683人となっています。防災士数全国1位は素晴らしいことですが、今後にあっては数のみにとらわれず、質の向上が求められています。

愛媛県では地域防災リーダー研修が消防学校で開講されているとお聞きしますが、県内で数少ない防災センターを有する本市において、市民が他市に出向くことなく、地元で研修ができるような施設に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

市長は施政方針の中で、防災・減災対策の推進については、自助・共助の意識向上を図るため、防災センターを活用すると述べられておりま

す。年代等を問わず、防災知識、経験があるなしにかかわらず幅広く利用できることが防災センターの目指すところと考えます。これらの防災団体の方が体験してみたい、学びたいと思ってもらうためには、より実践的な体験メニューの導入が必要ではないでしょうか。また、これらの体験メニューを増やすことで、市民の方が1回目、2回目と体験してみたいと思える施設になるのではないのでしょうか。

以前、視察に訪れた堺市総合防災センターでは、より実践的な災害体験、例えば、応急救護、救出搬送体験、避難所生活体験など、できるだけ費用のかからない体験コースを導入しておりました。

そこで本市においても、堺市のような体験コースへの見直しや運営の見直し等に取り組むお考えがあるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（伊藤嘉秀） 答弁を求めます。小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）
（登壇） 防災センターの利活用についてお答えいたします。

防災センターは、市民の災害への備えを促し、災害に強い地域社会づくりを目指すため、市民が気軽に利用することができる防災体験、防災学習の場として整備をされ、小学校での防災学習や自治会、企業等の防災活動の一環として御利用いただいております。

コロナ禍での開館となりましたが、来館者数は令和4年度が4,162人、令和5年度が5,250人、令和6年度が2月28日現在で6,814人と増加傾向にあり、今年度におきましては、開館以来最も多くの方に来館していただいているところでございます。

今年度は、特に個人、いわゆる御家族や御友人との来館者数が急増しており、令和6年1月の能登半島地震、県内初の震度6弱を観測した4月の豊後水道を震源とする地震、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表などにより、皆様の災害への関心が高まったことが大きな要因ではないかと考えております。

防災センターを活用して、地域全体の防災力を底上げするためには、多くの市民の方に来館していただき、防災意識の向上や知識の普及につなげることが重要だと認識いたしております。

施設の魅力を高めるために、令和6年度には、被災地に派遣された職員が撮影した写真を基に実施した能登半島地震のロビー展や防災センター職員によるオリジナルグッズの制作、7月、8月の開館時間の延長、商業施設へのポスターやチラシの設置、メディアやSNSを活用した継続的な情報発信などにより、市民の皆様にご利用を促しているところでございます。

また、防災士の皆様には、防災士養成講座の会場で防災センターの案内パンフレットを配布しているほか、普通救命講習を2階シアタールームで受講していただくことで、後日改めて御家族や御友人と来館して

いただいているケースもございます。

しかしながら、より多くの方に繰り返し来ていただくためには、心を揺さぶる仕掛けづくりが必要であると感じているところでございます。

今後におきましては、高塚議員さん御案内の堺市における実践的な体験をはじめとした先進事例を参考にしながら、センターを活用したイベントの企画なども含め、限られた資源を有効に活用し、新たな価値をつくることで継続した利用に向けた取組を進めてまいります。

○副議長（伊藤嘉秀） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 1点質問いたします。

防災センター関係の皆様のご尽力で令和6年度は、先ほど6,814人と、多くの来館者があったことに感謝いたしますが、今回、私の質問というのは、令和5年度、また令和6年度でもいいんですけど、実際に防災士の資格を持った人や消防団の方が災害体験等を学習するために何名の人が防災センターを訪れたのか、そこをちょっと今、質問の趣旨が違っていると思うんで再度伺いいたします。

○副議長（伊藤嘉秀） 答弁を求めます。小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）（登壇） 高塚議員さんの御質問にお答えいたします。

令和5年度、令和6年度に防災センターを利用された防災士の方の人数などについての御質問かというふうに認識をしております。

防災士の方であるかどうかについては把握をしておりませんので、現在数字を持ち合わせておりません。市内の防災関係団体としましては、令和5年度に1団体4名、令和6年度に1団体16名が防災センターを利用されているところでございます。

○副議長（伊藤嘉秀） 高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇） 先ほど御答弁いただいた人数を考えますと、自分の中ではやっぱり少ないなと思います。

今後も地域防災の要である消防団員、また防災士の方々が災害時に活躍していただくためにも、防災センターを活用した取組が必要と考えます。

現在、松山市のほうでは、防災士資格を取得している方を対象に、防災活動を行う上で必要とされるスキルを向上させ、地域や企業の防災力を高める目的で防災士フォローアッププログラムを松山防災リーダー育成センターにて行っております。

これは初級、中級、上級といろいろなプログラムがあるんですけど、本市の防災センターでも、防災士を取ったがなかなか働く場所がないとか、スキルアップできるような機会が少ないと、私も今、防災士を持っておりますが感じております。このようなスキルアップができる取組を要望し、次の質問に移ります。